

「SLAPP」とは何か

——「公的意見表明の妨害を狙つて提訴される民事訴訟」被害防止のために

一 はじめに

「S.L.A.P.P.」(Strategic Lawsuit Against Public Participation) とは耳慣れない言葉だと思う。一九八〇年代にアメリカで生まれた法概念で「公的意見表明 (public speech) の妨害を狙つて提訴される民事訴訟」をいう。

英語でいう public speech は「市民による広範な公的意見表明」を指す。日本語の「言論の自由」が「報道機関あるいは職業言論人の活動の自由」という理解が優勢なのにに対して、public speech ではむしろ「報道」はその一部にすぎない。例を挙げよう。「道路の拡張工事に反対する住民グループのウェブサイトを立ち上げる」「ゴミ処分場建設の住民説明会で意見を言う」

「地方政府の役所に工事現場の騒音や振動の苦情を言う」「欠陥住宅を監督官庁に報告する」「公安委員会や教育委員会に警官や教師への苦情を申し立てる」「民事訴訟を起こす」「報道機関の取材を受ける」。SLAPP はこうした free speech の発言者を狙つて提訴される。SLAPP の一義的な被害者は非職業言論人なのである。

一九七〇年代から八〇年代にかけて市民運動が盛んになるなか、反対運動を起された企業側が発言者を被告に提訴する「名誉毀損」「業務妨害」などの民事訴訟が頻発した。SLAPP として問題になる訴訟の性質を英語で間で SLAPP を憲法上の権利を侵害する社会問題ととらえ被害防止策を求める活動が活発になった。州ごとに法制定が始まるのは一九九〇年ころである。二〇〇六年一一月にヒットチャートで有名な「オリコン」が私を相手取つて名誉毀損で五千万円の損害賠償を請求した「オリコン裁判」がそれである。詳しく述べるが、自分が当事者になつて初めて、取材記者の立場ではわからなかつた、日本の民事裁判のさまざま

な問題を体験した。その答えを見つけようとインターネットやメールでのリサーチを重ねるうちに、驚くような日本国外の事情を知つた。アメリカには SLAPP という法概念があり、オリコン裁判がある。〇九年一二月には、初めての SLAPP 被害防止のための連邦法案が下院に提出された。私は朝日新聞社の記者として地方裁判所や検察官の取材経験はあるが、「司法」を専門とするわけではない。私がこの「SLAPP」に興味を持ったのは、自分自身が日本版 SLAPP 訴訟の被害に遭つたからである。二〇〇六年一一月にヒットチャートで有名な「オリコン」が私を相手取つて名誉毀損で五千万円の損害賠償を請求した「オリコン裁判」がそれである。詳しく述べるが、自分が当事者になつて初めて、取材記者の立場ではわからなかつた、日本の民事裁判のさまざま

鳥賀陽弘道

コン訴訟はその定義にぴったり合致すること。アメリカはじめ世界に被害防

止法があること（とはいへ、アメリカ以外の国での動きはインターネットで見つかる範囲内の情報しかない。読者諸兄のご教示を仰ぐ）。

一方、日本ではSLAPPという概念はまったくといっていいほど知られていない。文献⁽³⁾さえ翻訳されていない。私が取材して回った範囲では、弁護士や裁判官など法実務家はもちろん、ジャーナリストや学者の間でも知る人は絶無だった⁽⁴⁾。また、自分の訴訟の経験の中からも、日本の裁判所や弁護士が訴訟のSLAPP的な要素を考慮しないことは明白だった。

さらに取材を進めてみると、日本でも過去一〇年ほどの間にSLAPPの定義に合致する訴訟が起きていることがわかった。つてをたどって弁護士やジャーナリスト、研究者に尋ねてみると、件近くが網にかかつってきた。私はその当事者や弁護士に会い、裁判書類を集めた。やはり、当事者はもちろん、その弁護士たちも「SLAPP」という言葉を聞いたことすらなかった。

つまり、日本にはSLAPP訴訟の定義やその被害防止のための法的措置について、取材に答えてもらえるほど

の知識を持つ人が見つからないのだ。

それなら自分でSLAPP被害防止

法が整備されているアメリカに行つて調べてみようと思いつた。オリコン

裁判が終結してすぐの〇九年八月から準備を始めた。自費で二三日間、アメリカ全土三万キロ弱を取材して回ったのは、今年二月である。前出のPing, Canan両教授をはじめ、SLAPP訴訟にかかる原告、被告側双方の弁護士、被害防止法の制定にかかわった議会関係者、NGO、訴訟被告など一〇人前後に面談、さらに数人にメールや電話で取材した。また、全米最大の人口を持ち、包摵的なSLAPP被害防止法を持つカリフォルニア州をテストケースに選び、法制定の歴史や社会背景、条項、実際の裁判例などについて関係者に会つて話を聞いた。

本稿の目的は、法律の専門家である皆さんに、日本やアメリカで私が取材してきた報告をお目にかけ、知識と意見を仰ぐことだ。日本でもSLAPP訴訟による被害や権利侵害が現実に起きている以上、その救済のためにアメリカのような「SLAPP訴訟被害防止法」を含む何らかの法的措置が必要だと私は考えている。広範な意見交換の材料のひとつとして、私のレポートが役立つてくれるよう願っている。

二 日本の事例（敬称略）

報者（）が被告になつた事例（新銀
行東京訴訟）

原告 新銀行東京（東京都新宿区）
被告 横山剛

提訴 ○八年八月四日

（概要）

石原慎太郎東京都知事の選

挙公約（中小企業の救済）実現のため

に「新銀行東京」が設立された。が不

良債権が多発し東京都は約一四〇〇億

円の公的資金を投入した。この融資先

の決定について「都幹部から銀行幹部

に圧力があった」ことを両者の会議に立ち会つた元行員・横山剛が、会議録

と録音を証拠にテレビ番組「サンデー

プロジェクト」（週刊誌「週刊現代」⁽⁵⁾）で実名で証言した。

同行は、上記の報道内容について

「証言は横山の守秘義務契約違反」として、横山個人を相手取り一三二〇万

円の損害賠償を求めて提訴。報道した

テレビ朝日と講談社は訴えなかつた。

両社とも横山の要請にもかかわらず訴

訟参加など横山への協力を拒否したた

め、横山は個人で弁護士費用や裁判準

備などすべてを負担した。精神・經濟

的疲労から横山は〇九年一月、会議

録の返還と録音の消去などを条件に原

告との和解を受け入れた。

（7）提訴によつて公的問題が法廷内部の法的論争に矮小化され、本来議論

されるべき公的問題が放置される。

*報道を通じた横山の公的意見表明（SLAPP性）

を理由に提訴。

* 報道機関を訴訟から意図的に外し、個人に裁判コストを負わせた。

* 他の潜在的な内部通報者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「新銀行東京を批判すると何をするかわからない」という恐怖感を広めた（この訴訟以降、報道や都議会での批判は沈静化した）。

* 「新銀行東京の経営は適正なのか」「税金の投入は適正なのか」という公的問題が、訴訟によって「行員の守秘義務違反か否か」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになつた。

2 マンション建設をめぐる住民運動が標的になつた事例（フージャース訴訟）

原告 不動産開発会社「フージャースコーポレーション」（本社・東京都千代田区）
被告 建設現場の近隣住民三人。
提訴 ○七年九月二〇日。○九年二月二十四日、訴えを変更。

（概要）千葉県船橋市に建設された「デュオヒルズ津田沼前原」（地上一三階建て。一〇七戸。○九年五月末にマンションは完成）をめぐり、近隣住民が反対運動を展開。七〇人ほどの住民が反対運動を展開。七〇人ほどの住民

運動体の中で活発な三人を被告に選び、同社や「建設現場へのトラックの往来を妨害された」などとして二〇〇〇万円の損害賠償訴訟を起こした。

提訴の四事実のうちの一つで、被告女性が自宅前で同マンションについて見知らぬ男女と立ち話をした内容が知らない間に録音され、その文言が名誉毀損であるとして五〇〇万円の訴訟が提起された。同社は準備書面の中で会話を隠し録りした二人が同社社員であると認めていた。また訴訟と同時に進行していた地元住民との話し合い、同社は訴訟の取り下げと引き換えに、住民運動のホームページの閉鎖、住民の私有地に掲げられていたマンション建設反対の幟旗、看板などを撤去することを求めた。

被告にされた男性が呼吸不全で入院するなどの負担が大きくなつた被告側は○九年九月、ホームページ、幟旗や看板の撤去、反対運動の中止などを条件とする和解に応じた。

（SLAPP性）

* ホームページや幟旗、看板などの公的意見表明を理由に提訴された。

* 訴訟の被告を意図的に選択して立させた。

* 他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「このマンションの建設は正当な

のか」「低層住宅地に高層マンションの建設は適当なのか」という本来の公的問題が、訴訟によって「工事妨害は成立するのか」「立ち話は名誉毀損なのか」（原告がでっち上げを認めているような提訴ですら）という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになつた。

3 労働組合の結成が標的になされた事例（DHC訴訟）

原告 ディーエイチシー
被告 労働組合ネットワークユニオン東京DHC分会の四人

提訴 ○二〇〇五年一月

（概略）○三年一月、健康食品や化粧品の通販で有名な同社は、翻訳・通訳事業部を縮小するために一〇人を解雇。そのうちの四人（三十五～五十歳代の男女二人ずつ）がネットワークユニオンに加入しDHC分会を結成した。○四年三月、従業員としての地位確認を求めて提訴した。

DHC社は同分会が開設したホームページが掲載したコラムや、リンクした他ホームページの記述が名譽毀損として五千万円を求め提訴。○五年一月、東京地裁は原告の請求を棄却。

原告は控訴したが、○六年一月東京高裁判で一人二〇〇万～七〇〇万円の「和解金」を支払うことで和解が成立。

また同社は、同じ四人の中の中心的な一人（分会書記長）がウエブサイトで公開していた業務用文字数カウントソフトウェアを「著作権侵害」として約一〇二四万円の損害賠償を求める訴訟を○五年一月に提訴。公開していたソース型」なのに、公開を「著作権侵害」と提訴した。前記訴訟と同時に和解が成立。

* 「労働組合の結成といふ公的な意見表明を理由に提訴された。

* 批判者・反対者を孤立させる目的のため、被告を意図的に選択した。

* 他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

* 「DHCの解雇処分は正当なのか」「労働基本権の侵害ではないのか」という本来の公的問題が、訴訟によって「ホームページ表現の名譽毀損」「オープンソース型ソフトウェアの公開は著作権侵害なのか」という別の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになつた。

4 環境保護運動が被告にされた事例（馬毛島訴訟）

原告 馬毛島開発株式会社（鹿児島県西之表市）
被告 鹿児島県種子島の漁業者など
馬毛島の開発に反対する一九人

提訴 ○八年一月

（概略）馬毛島は種子島の西北一二キロにある面積八・四平方キロの無人島。採石などの事業者である「馬毛島開発」が総面積の九九%を買い取った。採石、飛行場建設など同社が計画した事業に漁業者などが○二年ころから反対し、運動を展開。差し止め請求、仮処分申請など六件の訴訟が起きた。

○八年一月、同社は前記六件の訴訟が起こした訴訟すべてをまとめて「不当提訴」と主張、一二〇〇万円の損害賠償を求めた。ところが○九年一月になつて突然「訴えの取り下げ」を同地裁に申請。被告側が異議を申し立てると、同社は同二月に請求を一方的に放棄して敗訴を宣言した。
(SLAPP性)

*開発行為への反対運動と提訴という公的意見表明を理由に提訴。
*反対者の中から被告を意図的に選択した。

*他の反対者や批判者に恐怖を与える「見せしめ」効果を及ぼした。

*「当該の開発は公共の利益にプラスなのか、マイナスなのか」という本來の公的議題が、訴訟によつて「反対派の提訴は不当提訴なのか」という別々の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになつた。

5 取材源が標的にされた事例（オーリコン訴訟）

原告 オリコン（東京都港区）
被告 烏賀陽弘道

提訴 ○六年一月

（概略）月刊誌「サイゾー」編集部デスクKは、烏賀陽に電話取材し、編集部文責の記事「ジャニーズはVIP待遇!？」を同誌○六年四月号に掲載した。「市場調査会社『オリコン』が有力芸能プロダクション『ジャニーズ』のタレントに甘くヒットチャート操作している」と主張、その趣旨の補強材料として鳥賀陽名義のカギカッコ付きコメントを引用した（鳥賀陽は内容が不正確だとして掲載を断つたが、編集部は掲載を強行）。

*報道の取材に答えるという公的意見表明を理由に提訴された。

*被告を孤立させるため、複数の不法行為者の中から意図的に選択した。

*他の反対者や批判者に「見せしめ」効果を及ぼした。

*「オリコン社のヒットチャートの透明性は十分なのか」「信用できるのか」という本来の公的問題が、訴訟によって「文面の名譽毀損性」という別々の議題に矮小化された。本来議論すべき議題が議論されないままになつた。

「オリコン」社は「コメント部分だけが名誉毀損だ」と主張、鳥賀陽だけを被告に名誉毀損で五千万円を求める提訴。記事の筆者、サイゾー編集部や出版社を被告から外した。が法廷外では同社社長名義で「鳥賀陽氏が誤りを認め謝罪するなら訴訟を取り下げる」とプレスリリースを出して訴訟の目的が損害の回復ではないことを公言した。鳥賀陽側は訴訟権の乱用でオリコンを反訴した。

○八年四月、東京地裁はオリコンの主張を全面的に認めて一〇〇万円の賠償を鳥賀陽に命じた。鳥賀陽側は東京高裁に控訴。職権和解案に沿つて、○九年八月にオリコンが請求を放棄するなどの条件で和解が成立した。

(1) 成文法による州か判例あるいは裁判所規則による州。カリフォルニア、ニューヨークなど二七州一地域のうち大半が成文法。判例はコロラド州など二州のみ。

(2) どんな「public speech」を保護対象とするか。カリフォルニア州はもともと広く、新聞、テレビなど「報道」もSLAPP被害防止法の保護対象にしている。職業ジャーナリストを保護対象にするかどうかは州によつて違う。また、現在法改正によつて報道を除外しようとしている州があるかと思えば、報道を保護対象に入れようとしている州もある。

カリフォルニア州をケーススタディに選んだ理由を先に説明しておこう。
①カリフォルニアは全米で人口がもっとも大きい（三七一七万人、全米人口の一〇%）。②面積、南北に長く山が多い地形など地理条件が日本と似ている。③都市集中型の人口分布が日本と似ている（全米上位五〇都市のうち八都市がカリフォルニア州にある）。

Anti SLAPP Lawを紹介する。

連邦法レベルでのSLAPP被害防止法がない現況のアメリカでは、同法は州ごとに制定されている。州が違えば、SLAPP被害防止法の内容は微妙に違う。

こうした日本でのSLAPP被害の対策を考える材料として、アメリカの

三 アメリカでのSLAPP訴訟 被害防止法

こうした日本でのSLAPP被害の対策を考える材料として、アメリカの

71 — 「SLAPP」とは何か

④経済活動が活発。企業が多い。⑤よって訴訟件数が多い。⑥よってSLAPP関連の判例が全米でも数多く蓄積している。⑦人口増のため住宅区域が広がり続けている。そのため開発業者と環境保護団体や住民との間で紛争が起きやすい。⑧もともと市民運動が盛ん。SLAPP対策専門の団体、弁護士事務所が複数ある。⑨言論の自由を保護する法律（情報公開法、取材源証言拒否免責法など）が広範囲に整備されている。⑩全米でももとも早くSLAPP規制法を制定した州のひとつ。⑪SLAPP被害防止法の保護対象が全米でもとも広い。

さて、カリフォルニア州SLAPP被害防止法が施行されたのは一九九二年である。通称は「California Anti SLAPP Law」だが、正式には「California State Code of Civil Procedure 425.16～18」（カリフォルニア州民事訴訟法第四二五条一六～一八項）である。つまり民事訴訟法の一部を改訂する」としてSLAPP被害防止法として機能させているわけだ。

提訴された被告は、「この提訴はSLAPPである」といへ motion（動議、申し立て）を裁判所に提出できる。動議が出ると、裁判所は審理をストップする。

④経済活動が活発。企業が多い。⑤よって訴訟件数が多い。⑥よってSLAPP関連の判例が全米でも数多く蓄積している。⑦人口増のため住宅区域が広がり続けている。そのため開発業者と環境保護団体や住民との間で紛争が起きやすい。⑧もともと市民運動が盛ん。SLAPP対策専門の団体、弁護士事務所が複数ある。⑨言論の自由を保護する法律（情報公開法、取材源証言拒否免責法など）が広範囲に整備されれている。⑩全米でももとも早くSLAPP規制法を制定した州のひとつ。⑪SLAPP被害防止法の保護対象が全米でもとも広い。

提訴がSLAPPかどうかを判定するに当たって、裁判所は次の二点を調べる。

第一段階 被告は「公共の利害（public interest）にかかる問題で行われた意見表明（public speech）が訴訟の背景にある」とを裁判所に示す。

第二段階 被告側の立証が終わると、立証責任は原告側に移る。原告は「訴訟に半分以上の確率で勝訴する蓋然性」（probability to prevail）を裁判所に示さなくてはならない。名誉毀損なら「actual malice」（現実の悪意）相手を故意に傷つけようとする憎悪が実際に形を伴つて存在すること）を立証しなくてはならない。

（例）カリフォルニア州オロビル（サンフランシスコから北に車で四時間）山中にある住宅地で起きた訴訟。上水道の水源近くで行われた資源採掘工事に反対した住民たち、弁護士、環境団体などが採掘会社から一〇〇万ドルの損害賠償訴訟で提訴された。原告は「反対運動のホームページに掲載された現場の写真は企業秘密の漏洩」（写真撮影は建造物不法侵入）と主張。住民側は「この訴訟の背景には、採掘工事の是非をめぐる住民からの反対意見の表明がある。提訴は反対意見の表明への妨害である」と裁判所に示し

た。第二段階の立証責任に原告が失敗。裁判所は被告の動議を認めSLAPP被害防止法を適用、訴えを棄却。

SLAPP動議が認められ、提訴がSLAPPとして棄却されると、原告は被告の弁護士費用を負担しなくてはならない（金額は被告からの請求に基づいて裁判所が決定。満額認められるとは限らない）。つまり双方の弁護士費用が全部原告の負担になつて跳ね返つてしまふ。この「弁護士費用の移転条項」（Attorney Fee Shift Division）はSLAPP被害防止法でもとも重要な部分である。多くの州がこの条項を取り入れている。

なぜこうした条項があるのか。提訴されることで起きうる被告側最大の負担が弁護士費用だからである。一例を挙げれば、カリフォルニア州での弁護士報酬の相場は時給三五〇～五〇〇ドル（時間払いが基本）。私がサンフランシスコで取材した判例では、反SLAPP動議が認められ、棄却された訴訟でも手付金で四万五〇〇〇ドル（四五〇万円）弁護士に払った訴訟があった。前出の採掘会社対住民運動のSLAPP訴訟では、住民側が払った負担は三〇〇ドル（法廷使用料＝日本では三〇〇ドル）だけだった。

「裁判所は多忙を極めている。どれか特定の民事訴訟の審理を優先すべきだという差をつけることは難しい。だから『この提訴はSLAPPの疑いがある。まず先にSLAPP性だけ審理してほしい』という『優先レーン』に入れるタグを裁判につける」。

この条項が被害防止に劇的な効果を發揮した理由は、弁護士費用の回収を容易にした点だ。企業など資金力のある組織に費用を払わせることで、SLAPP被害者の弁護士をする弁護士側に高いモティベーションが生まれた。資金力のない市民でも、弁護士費用が払えないからといって沈黙に追い込まれる確率が減つた。そして「SLAPP対策」という弁護士の専門が財政的に成り立つようになった。例えば、取材した同州のSLAPP対策専門団体「California Anti SLAPP Project」（弁護士三人、スタッフ一人。九一年発足）は、この条項を利用して、弁護士費用を原告側から取ることで団体を運営し

弁護士費用がかさみ、被告の経済的負担は重くなる。弁護士費用が払えず、判決で負ける前に持ち家を差し押さえられることもある。アメリカでは、この「家を失うこと」が訴訟を仕掛けられた時に起こる最大の経済的被害である。

「裁判所は多忙を極めている。どれか特定の民事訴訟の審理を優先すべきだという差をつけることは難しい。だから『この提訴はSLAPPの疑いがある。まず先にSLAPP性だけ審理してほしい』という『優先レーン』に入れるタグを裁判につける」。

この条項が被害防止に劇的な効果を發揮した理由は、弁護士費用の回収を容易にした点だ。企業など資金力のある組織に費用を払わせることで、SLAPP被害者の弁護士をする弁護士側に高いモティベーションが生まれた。資金力のない市民でも、弁護士費用が払えないからといって沈黙に追い込まれる確率が減つた。そして「SLAPP対策」という弁護士の専門が財政的に成り立つようになった。例えば、取材した同州のSLAPP対策専門団体「California Anti SLAPP Project」（弁護士三人、スタッフ一人。九一年発足）は、この条項を利用して、弁護士費用を原告側から取ることで団体を運営し

ている。〇六年には首都ワシントンに

反SLAPP連邦法を推進する「Public Participation Project」を開設した。

また、アメリカの民事訴訟の特徴に、お互いの証拠／証人を開示するよう請求する「discovery」という制度がある。弁護士は段ボールトラック一台分くらいの書類の山と格闘する。

この制度を悪用して、膨大な資料を請求して相手の弁護士費用をつり上げる作戦が使われる。SLAPP規制法は被告側の負担を防ぐため、discoveryに入る前に動議を出せるようになって裁いる。

裁判所が動議を審理して決定を出すまでにかかる時間は一～四ヶ月、長くても六ヶ月だ。SLAPP性の裁判所の決定に不満があるときは、双方が一回だけ控訴できる。控訴しても、その間審理はストップしたまま。だいたい一年以内に控訴審での決定が出る。カリフォルニア州では、制定後も何度か細かい法改正が行われている。

一〇〇四年 保護対象から「commercial speech」（商用言論＝主に広告）を除外した。

一〇〇六年 SLAPP BACK提訴を簡易化した。「SLAPP BACK」とは、SLAPPを提訴された被告側が、提

訴で被った損害回復を求めて原告を反

訴すること。しかし、この反訴を「SLAPPだ」と主張して SLAPP被

害防止法の適用を求めるよりも理屈の上ではできてしまう。これでは永遠に終わらない提訴のサイクルになってしまふため、原告が「反反訴」できないように禁止条項を定めた。

四 日本でSLAPP訴訟が起きるとなぜ権利の侵害なのか

カリフォルニア州のようなSLAPP被害防止法のない日本の民事裁判は、加罰や攻撃の手段として悪用することが容易にできてしまう。

手間の点でも金銭的コストの点でも民事提訴は裁判化が非常に容易だ。また、原告は裁判の内容を選択する自由度が被告に比べて非常に高い。つまり提訴側に有利な構造になっている。が、いつたん提訴されると、その内容が正当であるかどうかとは無関係に、審理がほぼ間違なく始まる（不当提訴なら審理の結果裁判所が棄却するという建前のため）。ゆえに、「提訴そのもの」が、原告の計画するとおりに、裁判コスト（弁護士費用、肉体的・精神的疲弊、時間の消費、収入の減少など）として被告に負わせられる。結果として被告への大きな加罰として機能

してしまう。まとめてみよう。

(1) 民事訴訟は裁判所に「訴状」さ

え持つていけば、弁護士でなくとも誰にでも、短時間かつ安価に起こせる。

刑法裁判と違つて、相手を裁判に巻き込むためのハードルが非常に低い。

(2) 誰を訴えるか（被告を誰にするか）は訴える側の自由。不法行為の共同行為者をすべて訴えることを裁判所は求めない。「スキヤンダルの露見を防ぐために、マスメディアを訴えずに取材源だけを提訴する」などという手法も、正当な訴訟として受理される。

(3) 請求金額に合理的根拠は必要なことにしてしまう。多額の請求金額を故意的に設定して相手を威嚇することができると、原告の主張を全額認められ、いつ提訴するかは訴える側の自由。訴えられる側は常に不意打ち。

(4) 民事訴訟の時効（三年）以内なら、いつ提訴するかは訴える側の自由。訴えられる側は常に不意打ち。

(5) (1)～(4)のように、原告側には裁判の内容を決める広い自由が与えられているが、被告はそれを受動的に受け入れるしかない。

(6) 提訴内容が原告に一方的に有利であっても、裁判所は受理して審理を始めてしまう。審理が始まつたとたん最大の理由は、それが最高法規である合衆国憲法で保障された公的発言の

または肉体的疲弊など裁判コストが発生する。

(7) 審理が始まつてしまうと、裁判所は弁護士費用や時間の消費など「法廷外で発生するコスト」を一切考慮しない。

(8) 裁判所は提訴とそれへの反論を考慮しない。提訴の背景として法廷外側にある公的問題（public issue）は一切視野に入れない。例えば、労働組合を結成した従業員をソフトウエアの著作権侵害で提訴しても、裁判所は「この提訴の背景には××社の従業員の解雇の是非という公的問題があるのだな」とは決して考慮しない。判決にも反映されない。

(9) 裁判所は原告と被告の間に力の差があつても考慮しない。企業が個人を被告に提訴する場合など、社会的強者が社会的弱者を提訴した場合、法廷での論争の有利不利にかかわらず、被告が裁判コストを負担しきれないという理由で訴訟継続を断念することがある。断念しても、相対的な負担感は被告に不利である。

アメリカでSLAPP訴訟が社会問題化し、被害防止法の制定にまで至つた最大の理由は、それが最高法規である合衆国憲法で保障された公的発言の

